

記載例

受付印

市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

香美市長 様

香美市税条例第46条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

令和 ○年 ○月 ○日

| | | | | |
|-------------------------------------|------------------------|----------------------|--------------------------------|--------------|
| 申請者 | 住所又は所在地 | 高知県高知市○○町○丁目○○-○ | 特別徴収 義務者番号 | 00000123456 |
| | 氏名又は事務所等の名称 及び代表者氏名 | 株式会社 ○○○○ 代表取締役 △△△△ | 電話番号 | 088-880-1234 |
| 給与等の支払を受ける者の数が、 常時10人未満でなくなった理由等 | | 業務拡大につき新たに従業員を雇用した為 | この届出書を提出する日に おける給与等の支給人員 | |
| | | | <small>ほかに臨時</small> 13 人 人 | |
| | | | 常時10人未満でなくなった年月日 | |
| | | | 令和 ○年 ○月 ○日 | |

※第46条の2(納期の特例)の承認を受けた者は、その事業所等において給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく、この届出書を提出してください。届出書の提出があったときは、その提出の日の属する同条に規定する期間以後の期間については、その承認は効力を失うものとします。

※第46条の2の承認の取消し又はこの届出書の提出があった場合には、その取消し又は提出の日の属する第46条の2に規定する期間に係る月割額(特別徴収税額)のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月10日をその納期限とします。

※取消月について

取消の届出書の提出日の属する月が取消月となります。

例) 7月10日取消の届出を提出した場合: 7月分から取消

※納期の特例の取消後の納付について

取消月以前の月分は取消月の翌月10日が納付期限となります。

例) 7月分より取消した場合

| | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 納期限 | 8月10日 | 8月10日 | 9月10日 | 9月10日 |

<市役所処理欄> (以下は記入しないでください)

| | 月分 | 変更前 | 変更後 | 月分 | 変更前 | 変更後 |
|-------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | 翌月10日納期 | | | 翌月10日納期 | | |
| 納期と税額 | 6月分 | | | 12月分 | | |
| | 7月分 | | | 1月分 | | |
| | 8月分 | | | 2月分 | | |
| | 9月分 | | | 3月分 | | |
| | 10月分 | | | 4月分 | | |
| | 11月分 | | | 5月分 | | |